

9 福岡県の事業実施計画、実施状況

1) 事業の目的

福岡県では、平成25年7月に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設し、性暴力被害者からの電話相談、面接、医療機関や警察への付添支援等、急性期被害者への支援を行っている。

開設以降、①支援内容が多様であり、相談員の負担が大きい、②急性期以降の相談者には既存の支援制度が利用できない、③被害の特性や夜間の対応など相談員の精神的負担が大きい、④急性期の支援の利便性に地域格差がある、⑤性暴力被害者支援のセンターの周知不足、⑥性暴力被害者に対する理解不足などの課題が見えてきたところであり、これら諸課題の解消に資することを目的とする。

2) 事業の内容

①被害者支援体制の強化

- ・コーディネーターの配置

②被害者相談機能強化

- ・カウンセリング・弁護士相談事業（急性期を除く。）
- ・支援者へのサポート事業（相談員継続研修・相談員の心のケア）

③急性期における被害者支援の機能強化

- ・急性期における公費負担事業（拡充）

⑤広報啓発活性化

- ・街頭啓発
- ・性暴力被害者への理解増進を図るための研修

3) 事業の実施体制

【被害者支援体制の強化】

コーディネーター（新規1名、専任）を配置

【被害者相談機能強化】

- ・相談者向け：臨床心理士1名、弁護士1名 を配置予定
- ・支援者向け：スーパーバイザー（新規1名）を配置

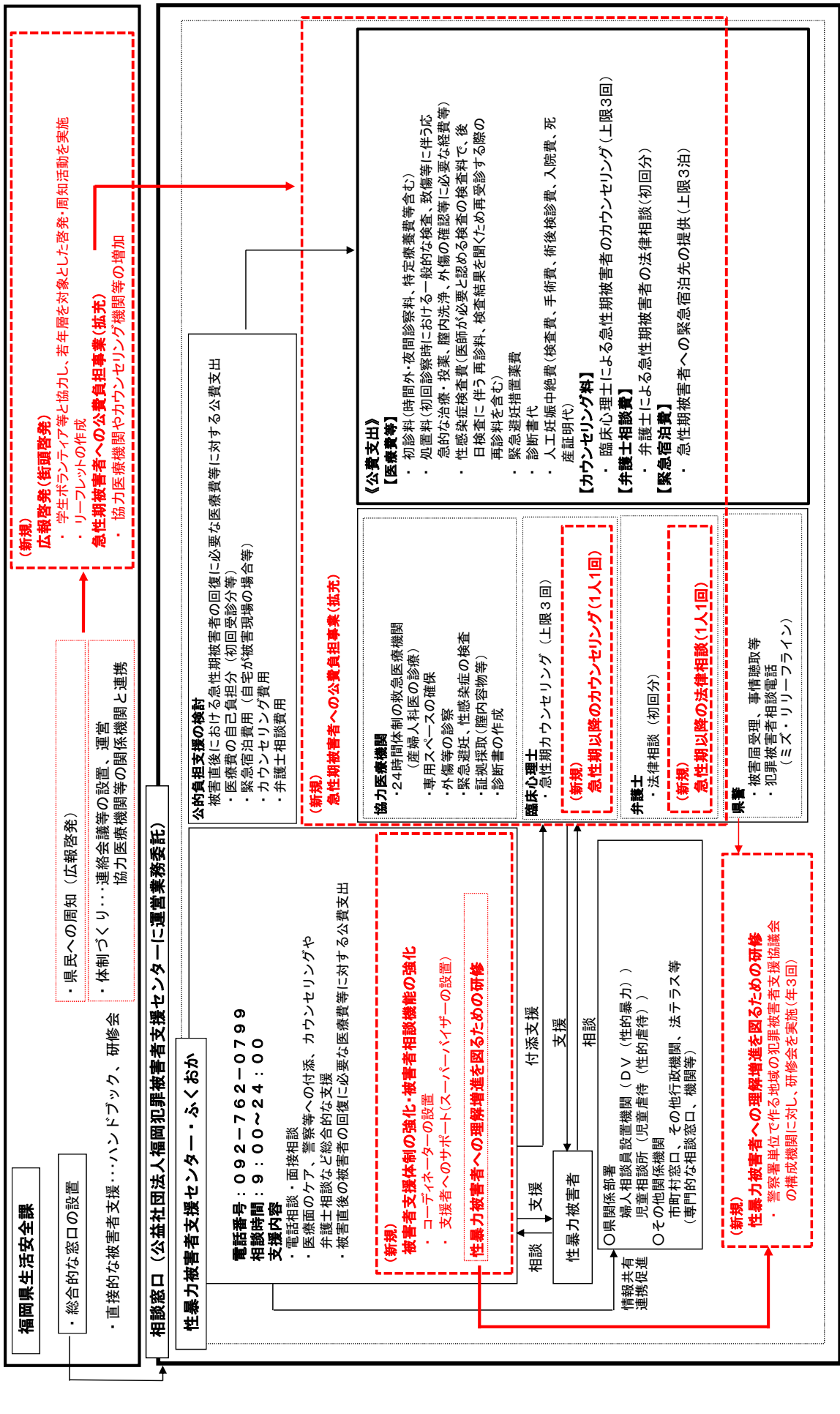
【急性期における被害者支援の機能強化】

性暴力被害者支援センター、協力医療機関、弁護士、臨床心理士が連携

【広報啓発活性化】

- ・福岡県、学生ボランティア、関係機関（市町村等）
- ・福岡犯罪被害者支援センター、警察署地域犯罪被害者支援協議会、市職員研修

【性暴力被害者支援体系】



福岡県

モデル事業区分名	① 被害者支援体制の構築・強化（コーディネーターの配置）
1 モデル事業実施前の課題	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」における被害者への支援内容は、電話相談や面接相談での対応のみならず、医療機関による受診費用や緊急宿泊場所の公費負担手続きの事務など煩雑であり、熟知するには時間を要する。このため、センターの制度を熟知し、被害者支援に係る専門的知識を有した者が、相談・支援をコーディネートできる体制の整備が必要である。
2 モデル事業実施による成果目標	被害者からの相談を受けた相談員・支援員が、支援方法などに疑義が生じた場合は、コーディネーターを中心として相談員間で協議・検討を行い、被害者への適切な支援を提供する。
3 事業の内容	<p>性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談員・支援員が、被害者に対する支援を適切に行うことができるよう、県の公費負担制度や被害者支援に関する専門的な知識を有するセンター専任のコーディネーターを配置し、相談支援体制を強化する。</p> <p>【体系図】</p> <pre> graph LR A[センター長] --- B[総括相談員] B --- C[コーディネーター] B --- D[相談員] E[（新規）専任の配置] ==> C </pre>

<p>4 実施結果及び 成果</p>	<p>○配置期間、日数 平成26年8月26日～平成27年3月6日の間</p> <p>○役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援のコーディネート ・ スーパーバイズ業務の準備・調整 ・ 関係機関との連携・調整 <p>○活動実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援のコーディネート コーディネーターとして、相談員や支援員が支援方法などに疑義が生じた場合は、相談員間で情報を共有するためのケース検討会を実施するなど、被害者へ適切な支援が行えるよう、支援内容を調整した。 ・ スーパーバイズ体制の整備 性暴力被害者支援センター・ふくおかのスーパーバイザーが実施する研修会及び相談員の心のケアを目的とした面談等の準備を行った。 ・ 関係機関との連携・調整 コーディネーターが、児童相談所や女性相談所などの性暴力被害者支援に係る関係機関を個別に訪問し、センターと他の関係機関との連携を強化するための相互間の交流を図った。
<p>5 モデル事業実施 後の課題（現状）</p>	<p>コーディネーターを配置することにより、相談員や支援員が案件をひとりで抱え込まず、ケース検討などを通して相談員間における意思疎通を図ることができ、体制の強化につながった。</p> <p>今後も、コーディネーターの配置及び相談員のスキル向上を図っていくことが必要である。</p>

福岡県

モデル事業区分名	② 被害者相談機能強化（カウンセリング・弁護士相談事業（急性期を除く））
1 モデル事業実施前の課題	<p>性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談受理状況では、被害から相当の時間を経て、初めて支援センターへ相談する被害者も少なくない。</p> <p>当センターでは、被害直後の被害者に対する「臨床心理士によるカウンセリング」及び「弁護士による法律相談」に係る費用を公費で負担する制度を設けているが、その対象者は、急性期（被害後概ね2週間程度まで）の被害者としている。このため、慢性期の相談など急性期を過ぎた被害に対する支援を充実する必要がある。</p>
2 モデル事業実施による成果目標	<p>急性期（被害後概ね2週間程度まで）を過ぎた相談に対する支援として、適切な医療機関の引き継ぎを目的とした臨床心理士によるカウンセリング、弁護士による刑事手続きなどの法律相談に係る費用を公費負担することにより、被害者の経済的負担を軽減し、心身の早期回復につなげる。</p>
3 事業の内容	<p>○実施内容</p> <p>急性期（被害後概ね2週間程度まで）を過ぎた相談に対する支援として、適切な医療機関の引き継ぎを目的とした臨床心理士によるカウンセリング、弁護士による刑事手続きなどの法律相談を実施する。</p> <p>○公費負担対象者</p> <p>次の事項すべてに該当する者とする。</p> <p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪（強姦、強制わいせつをいう。既遂、未遂、致傷の有無を問わない。）の被害にあった者（被害者の家族等も対象） ・急性期（被害後概ね2週間程度まで）後の相談であること ・公費支出の支援を希望する者 ・性暴力被害者支援センター・ふくおかの支援員による付添支援を受けている者 ・福岡県内に居住している者 <p>【カウンセリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察へ被害申告をする意思がない者 ・性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談員によりカウンセリングの必要が認められる者（医療機関への引継が必要な場合など） <p>【弁護士相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察へ被害申告をした者・意思がある者（被害直後で迷っている者を含む） ・捜査機関、刑事手続、損害賠償等に法的な支援が必要な者

	<p>○実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士によるカウンセリング（1人1回） ・弁護士による法律相談（1人1回） <p>○実施体制</p> <p style="text-align: right;">相談者同行</p> <p style="text-align: center;"> 相談者 → 性暴力被害者支援センター → 臨床心理士、弁護士 </p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 面接、弁護士・臨床心理士の連 絡調整、付添、公費負担判断 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> カウンセリング 弁護士相談 </div> </div>																								
<p>4 実施結果及び 成果</p>	<p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 平成26年8月26日～平成27年3月6日 ・実施回数 臨床心理士によるカウンセリング 1回 弁護士による法律相談 3回 <p>○実施状況</p> <p>○ 弁護士による法律相談の実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 45%;">相談内容の概要</th> <th style="width: 30%;">センターの支援内容</th> <th style="width: 20%;">相談後の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・被害者の父親からの相談 ・法律的な相談を希望</td> <td>・当センターにて面接相談 ・当センターの登録弁護士による法律相談</td> <td>法的な諸制度について等の説明を行い、制度的な理解が深まったようで安心した表情が伺えた。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>・被害者本人からの相談 ・法律的な相談を希望</td> <td>・当センターにて面接相談 ・当センターの提携弁護士による法律相談 ・当センター支援員による警察署付添</td> <td>弁護士による支援を継続中</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>・被害者本人からの相談 ・法律的な相談を希望。</td> <td>・当センターにて面接相談 ・当センターの登録弁護士による法律相談</td> <td>弁護士および当センター支援員による支援を継続中</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 臨床心理士によるカウンセリングの実施状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 45%;">相談内容の概要</th> <th style="width: 30%;">センターの支援内容</th> <th style="width: 20%;">相談後の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>・被害者本人からの相談 ・精神面・心理面のケアを希望</td> <td>・当センターにて面接相談 ・当センターの登録臨床心理士によるカウンセリング</td> <td>被害に対する気持ちの整理ができたと言われ、安心した様子であった。</td> </tr> </tbody> </table>	No.	相談内容の概要	センターの支援内容	相談後の状況	1	・被害者の父親からの相談 ・法律的な相談を希望	・当センターにて面接相談 ・当センターの登録弁護士による法律相談	法的な諸制度について等の説明を行い、制度的な理解が深まったようで安心した表情が伺えた。	2	・被害者本人からの相談 ・法律的な相談を希望	・当センターにて面接相談 ・当センターの提携弁護士による法律相談 ・当センター支援員による警察署付添	弁護士による支援を継続中	3	・被害者本人からの相談 ・法律的な相談を希望。	・当センターにて面接相談 ・当センターの登録弁護士による法律相談	弁護士および当センター支援員による支援を継続中	No.	相談内容の概要	センターの支援内容	相談後の状況	1	・被害者本人からの相談 ・精神面・心理面のケアを希望	・当センターにて面接相談 ・当センターの登録臨床心理士によるカウンセリング	被害に対する気持ちの整理ができたと言われ、安心した様子であった。
No.	相談内容の概要	センターの支援内容	相談後の状況																						
1	・被害者の父親からの相談 ・法律的な相談を希望	・当センターにて面接相談 ・当センターの登録弁護士による法律相談	法的な諸制度について等の説明を行い、制度的な理解が深まったようで安心した表情が伺えた。																						
2	・被害者本人からの相談 ・法律的な相談を希望	・当センターにて面接相談 ・当センターの提携弁護士による法律相談 ・当センター支援員による警察署付添	弁護士による支援を継続中																						
3	・被害者本人からの相談 ・法律的な相談を希望。	・当センターにて面接相談 ・当センターの登録弁護士による法律相談	弁護士および当センター支援員による支援を継続中																						
No.	相談内容の概要	センターの支援内容	相談後の状況																						
1	・被害者本人からの相談 ・精神面・心理面のケアを希望	・当センターにて面接相談 ・当センターの登録臨床心理士によるカウンセリング	被害に対する気持ちの整理ができたと言われ、安心した様子であった。																						
<p>5 モデル事業実施 後の課題（現状）</p>	<p>本事業において、急性期を過ぎた被害者への支援として、カウンセリングや弁護士相談の費用が公費負担による経済的支援として可能となった。実施回数は多くはないが、被害者のニーズはあることから、継続的な実施に向け、センターの相談受理状況等に応じて県の制度を見直すよう検討する必要がある。</p>																								

福岡県

モデル事業区分名	② 被害者相談機能強化（相談員継続研修）
1 モデル事業実施前の課題	性暴力被害の相談は、深刻な被害の相談もあり、ケースバイケースでの対応が求められるため、支援に関する専門的なノウハウを有することが必要である。
2 モデル事業実施による成果目標	相談員が相談対応において悩みなどがある場合、ひとりで抱え込まず、センター内で話を聴くことができる体制を整備する。また、相談員の継続的な研修を実施することにより、資質向上を図る。
3 事業の内容	<p>○概要</p> <p>性暴力被害の相談は、被害の特性から相談員にとっても精神的負担は大きく、相談員の心のケアや資質向上のための継続研修が必要である。このため、スーパーバイザーを配置し、相談員の精神面のケアを含めた継続研修を実施することにより、相談機能の強化を図る。</p> <p>○配置要員</p> <p>スーパーバイザー（臨床心理士） 1名</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員継続研修（7回） <p>スーパーバイザーによる事例検討や支援制度の確認、先進地の講師や精神科医による講演などを実施し、相談員のスキル向上とセルフ・ケアを行う。</p> <p>【事業スキーム図】</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A["(新規) スーパーバイザー"] --> B["(新規) ○相談員の心のケア(不定期) ・対象: 不安を抱えた相談員 ・内容: スーパーバイザーによる個別面談"] A --> C["(新規) ○相談員の継続研修(全7回) ・対象: 相談員等 ・内容: 事例検討、支援制度の確認、セルフケア等"] </pre> </div>

4 実施結果及び
成果

○相談員継続研修

センターの相談員を対象に、スーパーバイザーによる事例検討や支援制度の確認、先進地の講師や精神科医による講演などを実施し、相談員のスキル向上とセルフ・ケアを行った。

・実施内容

平成26年10月28日～平成27年2月24日の間 計7回

・カリキュラム

回	日付	時間	内容	講師
第1回	10月28日(火)	17:00～19:00	相談記録の書き方について	性暴力被害者支援センター・ふくおか スーパーバイザー 古賀 章子氏
第2回	11月4日(火)	16:00～18:00	ロールプレイ	
第3回	11月25日(火)	16:00～18:00	うつ病・躁うつ病について	
第4回	12月16日(火)	16:00～18:00	子どものトラウマと心のケア	
第5回	1月27日(火)	17:00～19:00	統合失調症と発達障害	
第6回	2月7日(土)	13:00～15:00	性暴力被害が及ぼす脳への影響	さよウィメンズ・メンタルクリニック院長 精神科医 竹下 小夜子氏
		15:10～17:10	被害者の“こころ”に起こること ー特に性暴力被害においてー	臨床心理士 高松 真理氏
第7回	2月24日(火)	16:00～18:00	研修のふりかえり	性暴力被害者支援センター・ふくおか スーパーバイザー 古賀 章子氏

・実施結果（アンケート結果）

1 参加者数・アンケート回収数

参加者は、全7回で99名となっており、そのうちアンケートは78名からの回答があった。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回	全体
						第1部	第2部		
参加者	15	12	10	8	11	33		10	99
アンケート回収数	8	8	7	8	10	29		8	78
アンケート回収率(%)	53.3	66.7	70.0	100.0	90.9	87.9		80.0	78.8

2 所属

性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談員を対象とした研修であるが、第6回は県や市町村などの関係機関も参加している。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回	全体	
						第1部	第2部		回答数	率(%)
性暴力被害者支援センター	8	8	7	8	10	10		8	59	75.6
県	0	0	0	0	0	13		0	13	16.7
市町村	0	0	0	0	0	1		0	1	1.3
不明	0	0	0	0	0	5		0	5	6.4

3 年代

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回	全体	
						第1部	第2部		回答数	率(%)
20歳以下	0	0	0	0	2	0		0	2	2.6
30歳代	1	0	0	0	1	3		0	5	6.4
40歳代	0	1	0	1	0	3		2	7	9.0
50歳代以上	7	7	7	7	7	23		6	64	82.1
不明	0	0	0	0	0	0		0	0	0.0

4 研修について

(1) 時間

研修時間は、「ちょうどよい」と答えた参加者が約84%となっている。

(2) 内容

研修内容は、「参考になった」が約88%、「少し参考になった」が約11%であり、参加者の満足度が得られた結果となっている。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回	全体	
						第1部	第2部		回答数	率(%)
(時間)										
短い	0	0	0	0	0	4	1	0	5	4.7
少し短い	0	1	0	0	0	4	0	0	5	4.7
ちょうどよい	7	7	7	8	9	19	25	8	90	84.1
少し長い	1	0	0	0	1	1	0	0	3	2.8
長い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
未記入	0	0	0	0	0	1	3	0	4	3.7
(内容)										
参考になった	8	8	7	8	10	28	23	2	94	87.9
少し参考になった	0	0	0	0	0	1	5	6	12	11.2
あまり参考にならなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
参考にならなかった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
未記入	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.9

5 今後取り入れてほしい内容

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回		第7回	全体	
						第1部	第2部		回答数	率(%)
被害者等の講演	3	3	0	1	5		5	0	17	9.3
支援者の講演	3	2	1	0	3		11	2	22	12.1
他自治体の取組事例	3	0	1	2	2		7	2	17	9.3
警察の取組事例	3	4	3	3	2		6	1	22	12.1
法律や基本計画等の解説	4	3	1	1	1		5	3	18	9.9
被害者心理	3	6	3	3	6		6	2	29	15.9
接遇・マナー	2	0	0	1	2		3	1	9	4.9
事例検討	6	3	5	3	5		7	4	33	18.1
司法制度の解説	3	1	1	2	2		3	0	12	6.6
その他	0	0	0	1	0		2	0	3	1.6

5 モデル事業実施後の課題(現状)

上記4のとおり本事業における研修は、相談員の満足度が高く、相談員の資質向上に一定の効果が期待できる。ただし、参加者からは、ロールプレイや事例検討といったより実践的な内容の研修を望む声もあったことから、研修内容を検討しながら、今後も継続して実施していく必要がある。

福岡県

モデル事業区分名	② 被害者相談機能強化（相談員の心のケア）
1 モデル事業実施前の課題	性暴力被害の相談は、深刻な被害の相談もあり、相談を受ける相談員にとっても精神的な負担は大きく、相談員へのケアが必要である。
2 モデル事業実施による成果目標	相談員が相談対応において悩みなどがある場合、ひとりで抱え込まず、センター内で話を聴くことができる体制を整備する。また、相談員の継続的な研修を実施することにより、資質向上を図る。
3 事業の内容	<p>○概要</p> <p>性暴力被害の相談は、被害の特性から相談員にとっても精神的負担は大きく、相談員の心のケアや資質向上のための継続研修が必要である。</p> <p>このため、スーパーバイザーを配置し、相談員の精神面のケアを含めた継続研修を実施することにより、相談機能の強化を図る。</p> <p>○配置要員</p> <p>スーパーバイザー（臨床心理士） 1名</p> <p>○実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の心のケア（不定期） <p>スーパーバイザーを設置し、特に精神的な不安を抱える相談員に対し、個別面談を実施し相談員の精神的負担の軽減を図る。</p> <p>【事業スキーム図】</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A["(新規) スーパーバイザー"] --> B["(新規) ○相談員の心のケア(不定期) ・対象: 不安を抱えた相談員 ・内容: スーパーバイザーによる 個別面談"] A --> C["(新規) ○相談員の継続研修(全7回) ・対象: 相談員等 ・内容: 事例検討、支援制度の 確認、セルフケア等"] </pre> </div>

<p>4 実施結果及び 成果</p>	<p>○相談員の心のケア</p> <p>センターで相談業務に従事する相談員が、日々の相談対応で苦慮していることや不安を抱えていることなどを、スーパーバイザーによる個別面談を実施し、精神的負担の軽減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間、回数 平成26年10月28日～平成27年2月24日の間 計7回 ・実施人数 計7名の相談員
<p>5 モデル事業実施 後の課題（現状）</p>	<p>相談員の心のケアについては、相談員によって個人差はあるものの、相談対応に何らかの不安を抱えている者が多く、研修と同様に継続して実施していく必要がある。</p>

福岡県

モデル事業区分名	<p>③ 急性期における被害者支援の強化 (急性期における公費負担事業(拡充))</p>
1 モデル事業実施前の課題	<p>急性期被害者支援として、現在、協力医療機関における受診、弁護士相談、カウンセリングに係る費用を公費負担することにより、被害者の経済的負担を軽減し、心身の早期回復につなげる取組を行っているが、協力医療機関の所在地が限定されていることや連携する弁護士・臨床心理士の数が限られている。</p>
2 モデル事業実施による成果目標	<p>協力医療機関やカウンセリング、弁護士相談に係る臨床心理士及び弁護士の数を増やすことで、利用者の利便性を高め、公費負担の対象を増やし、被害者の早期回復につなげるもの。</p>
3 事業の内容	<p>○概要 センターと連携した支援を行うため、弁護士や臨床心理士に協力を依頼し、弁護士相談、カウンセリングの公費負担事業の利用を進める。</p> <p>○公費負担対象者 次の事項すべてに該当する者とする。</p> <p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪(強姦、強制わいせつをいう。既遂、未遂、致傷の有無を問わない。)の被害にあった者(被害者の家族等も対象) ・被害後間もない、急性期(被害後概ね2週間程度まで)の者 ・公費支出の支援を希望する者 ・性暴力被害者支援センター・ふくおかの支援員による付添支援を受けている者 ・福岡県内に居住している者 <p>【カウンセリング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察へ被害申告をする意思がない者 ・性暴力被害者支援センター・ふくおかの相談員によりカウンセリングの必要が認められる者(医療機関への引継が必要な場合など) <p>【弁護士相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察へ被害申告をした者・意思がある者(被害直後で迷っている者を含む) ・捜査機関、刑事手続、損害賠償等に法的な支援が必要な者

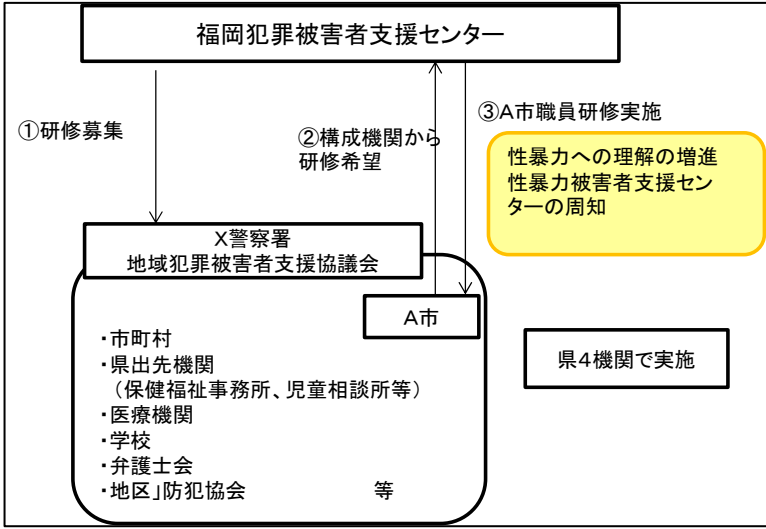
	<p>○実施回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング料（上限1人3回） ・弁護士相談（1人1回） <p>○実施体制</p> <div style="text-align: center;"> <p>相談者 → 性暴力被害者支援センター → 相談者同行 臨床心理士、弁護士</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">面接、弁護士・臨床心理士の連絡調整、付添、公費負担判断</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">カウンセリング 弁護士相談</div> </div> </div>
<p>4 実施結果及び 成果</p>	<p>本事業は、福岡県の公費負担制度を基本として、内閣府モデル事業では公費負担の増加が見込まれる分を補充することとしていたが、期間中における実績が見込みを下回ったため、本事業における公費負担は実施できなかった。</p>

福岡県

モデル事業区分名	⑤ 広報啓発活性化（街頭啓発）
1 モデル事業実施前の課題	福岡県では、平成25年7月に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を開設し、被害者の総合的な支援を行っている。より多くの方にセンターの存在を知ってもらい、被害者支援につなげるため、当該窓口の支援内容等の周知が必要である。
2 モデル事業実施による成果目標	県内全域を対象とした街頭啓発活動の実施により、センターの周知を図るとともに、県内の性暴力被害者支援に係る関係機関、相談窓口へ広報物を配布することにより、センターの被害者支援をより一層推進していく。
3 事業の内容	性暴力の被害に遭われた方の相談窓口「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を広く知ってもらうため、支援内容等を載せたリーフレットを作成し、学生ボランティア団体や関係機関との共同により、県内4箇所街頭啓発を実施するとともに県内の関係機関へ配布する。
4 実施結果及び成果	<p>○街頭啓発の実施</p> <p>県内4地域で、開催場所近隣の大学・専門学校の学生ボランティア、市町村及び県警察等の関係機関とともに、約3,000人に対し、性暴力被害者支援に係る街頭啓発を実施した。</p> <p><開催場所・日時・協力機関等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筑豊地域 開催場所：JR新飯塚駅（福岡県飯塚市） 開催日時：平成26年11月20日（木曜日）17時～ 協力機関：近畿大学6名、飯塚警察署2名、飯塚市1名、福岡犯罪被害者支援センター1名 ・ 筑後地域 開催場所：西鉄久留米駅（福岡県久留米市） 開催日時：平成26年11月25日（火曜日）17時～ 協力機関：久留米工業大学5名、久留米警察署1名、久留米市3名、福岡犯罪被害者支援センター1名 ・ 福岡地域 開催場所：エルガーラ・パサージュ広場（福岡県福岡市中央区） 開催日時：平成26年11月27日（木曜日）12時～ 協力機関：福岡工業大学4名、福岡市10名、中央警察署、福岡犯罪被害者支援センター2名 ※同日に福岡県警察主催の安全・安心コンサートを開催

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北九州地域 開催場所：J R小倉駅（福岡県北九州市小倉北区） 開催日時：平成26年12月1日（月曜日）12時～ 協力機関：麻生公務員専門学校9名、小倉北警察署1名、 北九州市2名、福岡犯罪被害者支援センター1名 <p>○リーフレットの配布 窓口の周知を図るため、県内の関係機関へ窓口の情報を掲載したリーフレットを配布した。</p> <p><配布先> 性暴力被害に関する相談が想定される機関へ配布（12,000部） （主な配布先）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市区町村 ・ 県内の全学校 など
<p>5 モデル事業実施後の課題（現状）</p>	<p>事業実施後の相談件数は増加傾向にあり、啓発活動における一定の効果があつたものと推測されるが、これが一時的なものではなく、県全体に周知できるよう、継続した広報啓発活動の実施が必要である。</p>

福岡県

モデル事業区分名	⑤ 広報啓発活性化（性暴力被害者への理解増進を図るための研修）
1 モデル事業実施前の課題	地域における性暴力被害者支援を推進するには、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知徹底や性暴力被害者への理解増進が必要である。
2 モデル事業実施による成果目標	警察署単位で作る地域の犯罪被害者支援協議会の構成機関に対し、性暴力被害者支援に関する研修を実施し、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の周知を図るとともに、性暴力被害者への理解を高め、地域における支援への協力につなげる。
3 事業の内容	<p>地域の犯罪被害者支援協議会の構成機関に対し、性暴力被害者支援についての研修開催の希望を募り、各機関の職員を対象に性暴力被害者への理解と支援についての研修会を3回開催するもの。</p> 
4 実施結果及び成果	上記3のとおり県と犯罪被害者支援センターとの連携により、事業を実施予定であったが、地域の犯罪被害者支援協議会からは研修会の開催希望がなかったことから、事業の実施に至らなかった。